

第四十回 参議院法務委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月十三日(火曜日)
午前十一時三十一分開会

委員の異動

三月九日委員近藤鶴代君辞任につき、その補欠として秋山俊一郎を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 青田源太郎君
井川 井平君
亀田 得治君

委員

井野 碩哉君
加藤 武徳君
野上 進君
高田なほ子君
赤松 常子君
辻 武壽君

國務大臣

法務 大臣 植木庚子郎君

政府委員

法務省矯正局長 大沢 一郎君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務 桑原 正憲君

事務局側

常任委員会 西村 高兄君

説明員

厚生省引揚援護 福田 芳助君

局庶務課長

局庶務課長 福田 芳助君

本日の會議に付した案件

○平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。

三月九日付、近藤鶴代君辞任、秋山俊一郎君選任、以上であります。

○委員長(松野孝一君) 平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑の御ありの方は、順次御発言下さい。なお、ただいま出席中の政府側は、法務省小沢矯正局長、厚生省福田引揚援護局庶務課長であります。

○龜田得治君 本件に関連いたしました、共産黨関係における戦犯者の扱いにつきまして、わかっている範囲において御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(福田芳助君) 現在共産黨といふよりも、日本に関するいわゆる戦犯につきましては、本来の戦犯、つまり平和条約第十一條に基づくとするところの戦犯は一人もございません。

○龜田得治君 本来のものを聞いてい

るんじゃない。向こうで戦犯として扱ってとめられているといったような関係です。

○説明員(福田芳助君) 次に、御質問の要点でありますところのいわゆる戦犯であります。これは全然平和条約に關係のないものでありますけれども、中共關係に、現在撫順に十三名収容されております。そのうち一名は、近く釈放になる予定で、紅十字会を通じて通告がありましたので、間もなく帰ってくるものと思ひます。その他の国につきましては、いわゆる戦犯なるものは、ソ連につきましてもござい

せん。以上でございます。

○龜田得治君 そうすると、残るのは中共關係十三名、十三名のうち一名が近く釈放ということが正式に連絡が来ているということですから、十二名ですが、その十二名の方の刑期などは、最初どういう刑期で、その後何か、それに対して減刑等がされたりして変化があるのかないのか、そこら辺の点、わかっておりますしたら、ちょっとお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(福田芳助君) 刑期につきましては、私のほうで把握しているもの、これは必ずしも正確でないかと思ひますが、と申しますのは、これは、釈放されて帰ってきた者あるいはその他の引揚者等から聞きました状況でありますので、正確ではないかと思ひますが、それぞれ私のほうとしましては刑期を承知しております。その刑期は、短いもので十二年、長いもので

二十年といった刑期になっております。ところが問題は、この刑期の始期であります。始期がよくわかりかねるわけであります。これを八手手尽くして把握したいということで、日赤等を通じて交渉したりいたしました。十分には把握できておりませんが、釈放されて帰ってくる状態を見ますと、必ずしも刑期が満了したというだけではないに、服役中の状況が非常に良好である、あるいは肉體上の条件、病弱である等の理由によりまして、相当減刑されて帰ってきております。一方、これらの人たちにつきましての釈放は、できるだけ全員即時にでも釈放してもらいたいものと思ひまして、機会あるごとに、たとえば、たびたび日本赤十字社等の団体あるいは政界、財界の方々も中共に行かれますが、そういった機会等をとりえまして努力をいたしておりますが、その要望が必ずしもいれられまして釈放になって現われているとは考えておりません。非常に残念な実情になっております。

○龜田得治君 いわゆる戦犯ですが、今までの統計では、何名ぐらいになっているわけですか。ソ連なり中共なりがおもひますが、その概念がちよつとはつきりしないかもしれせんが。

○説明員(福田芳助君) 実は、よくその点調査して把握して参らなかつたので、はなはだ恐縮であります。中共關係につきましても当初の總數、これを今即答申しかねますので、後刻調べましてお答えいたしたいと思います。

が、最近の釈放の状況を申し上げますと、昨年は三名、本年は、近く釈放される一名を加えて二名ということになっております。

○龜田得治君 中共關係の總數ですね。それは、後ほどでもいいですか。ちよつと参考に、委員会外でいいですから、聞かして下さい。

それから、残る十二名というのは、これは一人々々の名前と刑期、そこでわかっておりますしたら、ちよつとおっしゃって下さい。

○説明員(福田芳助君) 実は、それも取り急ぎ参りましたので、三十五年六月の現在における十七名の氏名、刑期等は持つて参つてはいるのですが、今問題の釈放された、あるいはその五名が整理できておりませんので、その五名を含めましてよろしかつたら、お答えさせていただきます。またこの五名については、正確にあつてお答え申したいと思ひますが、以上のような次第であります。

○龜田得治君 それでは、間違つてもいいかわけですから、十二名の名簿を資料として法務委員会に出して下さい。それと、その氏名の上に肩書きなどがわかつておつたのでしたら、つけておいて下さい。もとの肩書きを。それで大体あなたへの質問はいいです。

それから、法務省のほうにちよつとお尋ねしておきますが、戦犯の各種の裁判がたくさんあつたわけですが、特に日本の国内でやられた關係等の記録、こういうものの保存というものは

くべきだと、かように考える次第でございます。

○辻武壽君 これは単なる個人々々の責任でなくて、日本国民全体の責任な

んで、その家族が肩身の狭い思いをして、あのようなことがあれば、調査して、社会保障の面からも、生活を何らかの形で見てあげるように私はしていただくと思います。要望して終わります。

○委員長(松野孝一君) 他に御質疑はございませんか。——なければ、本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。御意見のありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。〔なし〕と呼ぶ者あり。別に御意見もないようであり、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これより採決に入ります。平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案の問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松野孝一君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二條により議

長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松野孝一君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

ただいま出席中の当局側は、植木法務大臣、最高裁桑原総務局長であります。

本案については、去る三月八日の委員会において質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。〔なし〕と呼ぶ者あり。別に御意見もないようであり、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これより採決に入ります。下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松野孝一君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は三月十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、民法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)

一、建物の区分所有等に関する法律案(予備審査のため付託は二月十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(第一、七四八号)(第一、七四九号)(第一、七五〇号)(第一、八一一号)(第一、八四九号)(第一、八七七号)(第一、八七八号)(第一、八七九号)(第一、九一四号)(第一、九一五号)(第一、九三九号)

一、皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(第一、七五一号)(第一、八〇八号)(第一、九一三三号)

一、皇室をひぼうする者を処罰する法律制定に関する請願(第一、八〇九号)(第一、八八〇号)

第一七四八号 昭和三十七年二月十三日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(九通)

請願者 長野県更級郡上山田町 大字上山田三、八二五 滝沢利量外百七十六名

紹介議員 木内 四郎君

日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定してあるが、まことに皇室は日本国民の精神的支柱である。だから国民は、皇室に對し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいているのである。しかるに、最近、国民の一部には、公然と皇室を非難侮辱してはばからない者が増加しており、この傾向を放置すれば皇室と國民との伝統的、精神的関係は破壊され、國民統合の核心が失われる危険さえあり、憂慮に堪えないところである。それにもかかわらず、これに對して有効な措置を講じ難いのは、現行法に皇室の名誉と尊厳とを保障するに足りる直接かつ明確な条章が存在しないからであることを痛感するものであり、このような状態を黙過することはできないから、この際、皇室の尊厳を守るための法律を制定せられたいとの請願。

第一七四九号 昭和三十七年二月十三日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 三重県安芸郡芸濃町大字林 林宗雄外四名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一七五〇号 昭和三十七年二月十三日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(二通)

請願者 兵庫県相生市矢野町釜出 西田茂外六百二名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一八一一号 昭和三十七年二月十六日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 鹿児島県川内市尾白江町三、五五一 飛田健二郎外十名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一八四九号 昭和三十七年二月十七日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(二十通)

請願者 京都市中京区綾小路通

坊城東入 荒木敬二外
百九十九名
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一八七七号 昭和三十七年二月二十八日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 札幌市琴似町二四軒
木本由比外百名
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一八七八号 昭和三十七年二月二十八日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(二通)
請願者 福井県三方郡美浜町金山 橋爪清二外二千四十九名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一八七九号 昭和三十七年二月二十八日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(十一通)
請願者 宮城県仙台市北二番町 一〇六 吉村一治外三百十四名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一九一四号 昭和三十七年三月一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 札幌市川沿町 安斎幸作外百名
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一九一五号 昭和三十七年三月一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺三、〇四四 富岡兼吉外千六百名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一九三八号 昭和三十七年三月一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 岐阜県掛妻郡池田町本町 小森たか子外三十九名
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 茨城県水戸市楓小路一、九四二 名越時正外五百六十五名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一七四八号と同じである。

第一七五一号 昭和三十七年二月十三日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡佐用町淀三三三 西崎あさえ外百三十九名
紹介議員 青田源太郎君
日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定している。この規定が、日本の歴史に基礎づけられて生れたことは明白なところであり、皇室はまさに日本国民の精神的支柱である。ゆえに国民は皇室に對し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいているのである。しかるに戦後、一部の者とはいえ、皇室の尊厳をおかす者がふえたことは、国民の憂慮してやまなかつたところであるが、とくに最近、中央公論昭和三十五年十二月号に掲載された「風流夢譚」のように、公然と皇室をひぼうしてはばからないものがあらわれたことは、もはや国民の監視できないところである。今日、世界いずれの国においても、元首、王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に対して嚴重な処罰規定を設けていることは周知のとおりであるから、皇室

の尊厳をおかす者に対して、これを嚴重に処罰するような法律を制定せられたいとの請願。
第一八〇八号 昭和三十七年二月十四日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二十八通)
請願者 横浜市中区間門町二ノ三〇四 柿島一郎外八百十六名
紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。
第一九一三号 昭和三十七年三月一日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願
請願者 福井市北南居町 竹内邦夫外三百八十八名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。
第一八〇九号 昭和三十七年二月十四日受理
皇室をひぼうする者を処罰する法律制定に関する請願(二十六通)
請願者 横浜市南区堀ノ内町二ノ二二一 堀ノ内稲荷神社内 近藤藤吉外八百十八名
紹介議員 河野 謙三君
昭和二十二年刑法の改正により、皇室に対する罪に関する条項が削除された

ことについて、当時から不安の念を抱いてきたが、その後国民の一部に皇室を侮辱し、からかう傾向が年とともにひろがり、ついには最近の「風流夢譚」のごとく公然とひぼうしてはばからない風潮がおきるに至ったことは、まことに遺憾である。いうまでもなく日本国は、天皇を中心として発展してきたことは歴史的に明白であり、今日においても天皇は、日本国及び日本国民統合の象徴としての地位に立っており、国民は、皇室に對し限りない尊敬の念と親愛の情を抱いているのであるから、皇室をひぼうする者に対しては、これを嚴重に処分するよう、すみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一八八〇号 昭和三十七年二月二十八日受理
皇室をひぼうする者を処罰する法律制定に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡桂村大字阿波山五五六ノ二 徳宿克忠外五十九名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一八〇九号と同じである。